

長崎県北部海区漁場計画の変更(素案)

【変更内容】

(1) 北区計第526号、527号、529及び2061号を廃止し、新たに北区計第1800号、3518号、3519号及び2502～2507号を追加する。

1 漁業権に関する事項 ※共同漁業、定置漁業及び以下を除く区画漁業については令和5年12月26日付け長崎県告示第754号により公示した内容と変更ないため省略する。

【廃止】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区	域	基									点
北区計第526号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒・東経129度47分9秒)	イ 1から186度170メートルのところ (北緯33度46分32秒・東経129度47分8秒) ロ 1から185度220メートルのところ (北緯33度46分31秒・東経129度47分8秒) ハ 1から126度476メートルのところ (北緯33度46分29秒・東経129度47分24秒) ニ 1から121度447メートルのところ (北緯33度46分30秒・東経129度47分24秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)		継続		
北区計第527号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒・東経129度47分9秒)	イ 1から179度213メートルのところ (北緯33度46分31秒・東経129度47分9秒) ロ 1から186度302メートルのところ (北緯33度46分28秒・東経129度47分8秒) ハ 1から156度409メートルのところ (北緯33度46分26秒・東経129度47分16秒) ニ 1から145度350メートルのところ (北緯33度46分29秒・東経129度47分17秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	=		継続		

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第529号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 青島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触青島南端 (北緯33度46分41秒 東経129度46分39秒) 2 同市同町同触赤島平瀬頂上 (北緯33度46分39秒 東経129度46分56秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度46分41秒 東経129度46分41秒) ロ 1から160度190メートルのところ (北緯33度46分35秒 東経129度46分41秒) ハ 1から246度275メートルのところ (北緯33度46分37秒 東経129度46分29秒) ニ 2と1を結ぶ直線の延長線上1から250メートルのところ (北緯33度46分42秒 東経129度46分29秒)	第1種 藻類養殖業	9月1日 から 6月30日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)		継続	
北区計第2061号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒 東経129度47分9秒)	イ 1から190度120メートルのところ (北緯33度46分34秒 東経129度47分8秒) ロ 1から196度170メートルのところ (北緯33度46分32秒 東経129度47分8秒) ハ 1から147度228メートルのところ (北緯33度46分32秒 東経129度47分14秒) ニ 1から138度190メートルのところ (北緯33度46分33秒 東経129度47分14秒)	第1種 介類垂下式養 殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和5年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	壱岐市 芦辺町 (瀬戸浦 箱崎中山触 箱崎谷江触 箱崎釘ノ尾触 箱崎大左右触 箱崎江角触 箱崎本村触 箱崎諸津触 を除く)		継続	

※基点、点の緯度経度の値については内容確認中であり、値を修正する可能性があります。
 ※条件については公益協議を実施しているところであり、公益上の支障により条件が付される可能性があります。

【追加】

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考	
		区	域	基									点
		区	域	基									点
北区計第1800号	長崎県平戸市古江町大瀬地先	次のイ、ロ、ハ、3、ニ、ホ、ヘの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市古江町魚見崎北標識 (北緯33度22分9秒, 東経129度31分5秒) 2 同市同町灰ヶ浦鼻標識 (北緯33度22分23秒, 東経129度31分5秒) 3 同市同町大瀬護岸北角標識 (北緯33度22分27秒, 東経129度31分6秒) 4 同市同町大瀬海岸標識A (北緯33度22分28秒, 東経129度31分11秒)	イ 1から90度130メートルのところ (北緯33度22分9秒, 東経129度31分10秒) ロ 2から90度140メートルのところ (北緯33度22分23秒, 東経129度31分10秒) ハ 2から90度60メートルのところ (北緯33度22分23秒, 東経129度31分7秒) ニ 4から183度20メートルのところ (北緯33度22分27秒, 東経129度31分10秒) ホ 4から135度250メートルのところ (北緯33度22分22秒, 東経129度31分17秒) ヘ 1から90度290メートルのところ (北緯33度22分9秒, 東経129度31分17秒)	第1種 くろまぐる小 割式養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	団体	平戸市古江町川内町下中野町坊方町主師町	1. 漁業権者は、外国漁船により漁獲されたくろまぐるを養殖用種苗としないことを誓約する書面を当該漁業を営む者に提出させ、これに反した場合は、その者の行使を停止させなければならない。 2. 免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から当該区画漁業権漁場に移動させた天然種苗(移送分)を含め、天然種苗を活け込んではいない。ただし、当該漁業を営む者が行使する免許番号の異なる別の区画漁業権漁場から移送する天然種苗について、経営に支障が出る等のやむを得ない理由があり、生質によって人工種苗と明確に区別ができると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。なお、天然種苗の養殖の用に供する生質については直径20メートルの円形生質19台の規模を超えてはならない。 3. ホ、ヘの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規		
北区計第3518号	長崎県平戸市宝亀町平子島地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市宝亀町平子島海岸標識B (北緯33度17分51秒, 東経129度30分51秒) 2 同市同町平子島海岸標識C (北緯33度17分49秒, 東経129度30分51秒)	イ 1から66度50メートルのところ (北緯33度17分52秒, 東経129度30分52秒) ロ 1から66度180メートルのところ (北緯33度17分54秒, 東経129度30分57秒) ハ 2から70度210メートルのところ (北緯33度17分51秒, 東経129度30分59秒) ニ 2から80度80メートルのところ (北緯33度17分49秒, 東経129度30分54秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハ、ニの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規		
北区計第3519号	長崎県平戸市木ヶ津町身投岩地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 平戸市木ヶ津町身投岩 (北緯33度17分12秒, 東経129度29分18秒) 2 同市同町北ビラ護岸標識 (北緯33度17分6秒, 東経129度29分10秒)	イ 1から180度80メートルのところ (北緯33度17分10秒, 東経129度29分18秒) ロ 1から153度200メートルのところ (北緯33度17分7秒, 東経129度29分22秒) ハ 2から120度200メートルのところ (北緯33度17分3秒, 東経129度29分17秒) ニ 2から90度80メートルのところ (北緯33度17分6秒, 東経129度29分14秒)	第1種 真珠養殖業	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和15年8月31日 まで	個別	-	1. ロ、ハの各点に夜間標識灯を設置しなければならない。	新規		

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第2502号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒, 東経129度47分9秒)	イ 1から190度120メートルのところ (北緯33度46分34秒, 東経129度47分8秒) ロ 1から186度170メートルのところ (北緯33度46分32秒, 東経129度47分8秒) ハ 1から147度228メートルのところ (北緯33度46分32秒, 東経129度47分14秒) ニ 1から138度190メートルのところ (北緯33度46分33秒, 東経129度47分14秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
北区計第2503号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒, 東経129度47分9秒)	イ 1から186度170メートルのところ (北緯33度46分32秒, 東経129度47分8秒) ロ 1から185度220メートルのところ (北緯33度46分31秒, 東経129度47分8秒) ハ 1から126度476メートルのところ (北緯33度46分29秒, 東経129度47分24秒) ニ 1から121度447メートルのところ (北緯33度46分30秒, 東経129度47分24秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
北区計第2504号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 赤島 地先	次のイ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んでイに至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触赤島南東端標識 (北緯33度46分38秒, 東経129度47分9秒)	イ 1から179度213メートルのところ (北緯33度46分31秒, 東経129度47分9秒) ロ 1から186度302メートルのところ (北緯33度46分28秒, 東経129度47分8秒) ハ 1から156度409メートルのところ (北緯33度46分26秒, 東経129度47分15秒) ニ 1から145度350メートルのところ (北緯33度46分29秒, 東経129度47分17秒)	第1種 介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	

漁場計画番号	漁場の位置	漁場の区域			漁業の種類及び名称	漁業の時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別	関係地区	条件	新規又は継続の別	備考
		区 域	基 点	点								
北区計第2505号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 青島 地先	次の1、イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んで1に至る各直線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触青島南端 (北緯33度46分41秒, 東経129度46分39秒) 2 同市同町同触赤島平瀬頂上 (北緯33度46分39秒, 東経129度46分56秒)	イ 1と2を結ぶ直線上1から60メートルのところ (北緯33度46分41秒, 東経129度46分41秒) ロ 1から160度190メートルのところ (北緯33度46分35秒, 東経129度46分41秒) ハ 1から246度275メートルのところ (北緯33度46分37秒, 東経129度46分29秒) ニ 2と1を結ぶ直線の延長線上1から250メートルのところ (北緯33度46分42秒, 東経129度46分29秒)	第1種 介類垂下式養 殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
北区計第2506号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 青島 地先	次の1、2、イ、ロ、3を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触青島大橋青島側付根西端 (北緯33度46分54秒, 東経129度46分34秒) 2 同市同町同触青島大橋三本目橋梁西端 (北緯33度46分57秒, 東経129度46分33秒) 3 同市同町同触青島南端 (北緯33度46分41秒, 東経129度46分39秒) 4 同市同町同触赤島平瀬頂上 (北緯33度46分39秒, 東経129度46分56秒)	イ 2から261度30分150メートルのところ (北緯33度46分56秒, 東経129度46分27秒) ロ 4と3を結ぶ直線の延長上3から250メートルのところ (北緯33度46分42秒, 東経129度46分29秒)	第1種 介類垂下式養 殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	
北区計第2507号	長崎県 壱岐市 芦辺町 諸吉南触 柏崎 地先	次の1、2を結ぶ直線と最高高潮時海岸線によって囲まれた区域	1 壱岐市芦辺町諸吉南触柏崎港岸壁西端 (北緯33度47分5秒, 東経129度46分46秒) 2 同市同町同触北側排水口標識 (北緯33度47分8秒, 東経129度46分36秒)		第1種 介類垂下式養 殖業(あこや貝 を除く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和6年9月1日 から 令和10年8月31日 まで	個別	-		新規	

2 保全沿岸漁場に関する事項

※令和5年12月26日付け長崎県告示第754号により公示した内容と変更ないため省略する。